

マイナンバーカードの受取に必要な書類

これから、マイナンバーカードの作成のため交付申請のお手続きをされるお客様について、申請後、1か月程度でマイナンバーカードが作成されます。作成後、住所地に受け取りのご連絡のため交付通知書（はがき）を送付します。受取時に必要な書類等について、次の内容をご確認のうえ来庁をお願いします。

●必ずご本人が来庁してください。

準備するもの	<ul style="list-style-type: none">・交付通知書（はがき）※必ず持参してください。・通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）・本人確認書類（裏面に掲げる書類Aを1点、もしくは書類Bを2点）	 マイナンバー
--------	---	---

○本人が15歳未満の方は、法定代理人（親権者）と一緒に来庁ください。

準備するもの	<ul style="list-style-type: none">・交付通知書（はがき）※必ず持参してください。・通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）・本人確認書類（裏面に掲げる書類Aを1点、もしくは書類Bを2点）・法定代理人の本人確認書類（裏面に掲げる書類Aを1点、もしくは書類Bを2点）
--------	--

○本人が成年被後見人の方は、法定代理人（成年後見人）と一緒に来庁ください。

準備するもの	<ul style="list-style-type: none">・交付通知書（はがき）※必ず持参してください。・通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）・本人確認書類（裏面に掲げる書類Aを1点、もしくは書類Bを2点）・法定代理人の本人確認書類（裏面に掲げる書類Aを1点、もしくは書類Bを2点）・成年後見人の登記事項証明書等
--------	--

□代理人交付（本人が身体の障害その他やむを得ない理由により、交付窓口に来所することが難しい場合）。

準備するもの	<ul style="list-style-type: none">・交付通知書（はがき）※必ず持参してください。・委任状（ご本人が委任状欄を署名し、封筒に入れのりで閉じてご持参ください）。・通知カード・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）・本人確認書類（裏面に掲げる書類Aを2点、もしくは書類Bを3点（うち1点は顔写真付き））・代理人の本人確認書類（裏面に掲げる書類Aを1点と書類Bを1点で合計2点）・ご本人の出頭が困難であることを証する書類 （例）医師の診断書（病名や寝たきり・入院証明等により出頭困難とわかる内容）、障害者手帳（出頭することが困難と分かる病名や状態等が記載された書類も添付）、要介護認定記載の介護保険者証（出頭することが困難と分かる病名や状態等が記載された書類も添付）
--------	---

※原則、本人が来所です。総合案内に車いす等も準備しています。

※ご不明な点は豊見城市 市民課までお問い合わせください。

●マイナンバーカードを再交付される方へ

- ・必ずマイナンバーカードをお持ちください（窓口で新しいマイナンバーカードと交換となります（必須））。
- ・更新による再交付は無料となりますが、紛失等による再交付は有料（1,000円）となります。

●本人確認書類の例

①有効期限内（期限表示がない場合や古すぎる場合は、無効とする場合があります）で、②漢字氏名＋住所もしくは漢字氏名＋生年月日の記載があるもので、③原本を持参してください。

A (1点確認) 顔写真付き	B (2点確認)
<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●運転経歴証明書（平成24年4月1日以降の者に限る） ●住民基本台帳カード（顔写真付きに限る） ●旅券（パスポート） ●マイナンバーカード ●身体障害者手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●療育手帳 ●在留カード又は特別永住者証明書 ●一時庇護許可書又は仮滞在許可書 	<p>官公署発行の書類【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証 ●健康保険者証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険者証 ●国民年金手帳 ●児童扶養手当証書 ●特別児童扶養手当証書 ●生活保護受給者証 ●親子健康手帳（小学生以下のお子様のみ） ●学生証（顔写真付き・公立中高校・大学）等 <p>※その他、上記に相当する本人確認証も有効です。</p> 

※上記の本人確認書類をお持ちでない場合は、市民課までお問い合わせをお願いします。

※紛失等により上記の確認書類がない場合は、再発行の手続きの上、ご提示をお願いします。

●マイナンバーカードを交付する時に、市民課の窓口で暗証番号の設定を行っていただけます。

マイナンバーカードは大切な情報を、複数の暗証番号で管理しています。必ず設定をお願いします。

署名用電子証明書 ※15歳未満は設定不可。	英字と数字の組み合わせで <u>6桁以上16桁以下</u> ※英字は大文字の設定になります（小文字不可）。
利用者証明用電子証明書 住民基本台帳用 券面事項入力補助用	<u>数字4桁</u>

※簡単な数字の並びや、生年月日、電話番号等、推測されやすい暗証番号は登録しないようにしましょう。

※暗証番号は各種手続きやオンライン手続きで必ず使用します。忘れないようにしましょう。

●マイナンバーカード交付の流れ

- ①マイナンバーカード交付申請を行う（郵送、スマホやパソコン、写真機）。※国がカードを作成する。
- ②1か月程度で国から豊見城市にマイナンバーカードが届きます。
- ③交付通知書（はがき）を住所に送付します（大切に保管してください）。
- ④表面の必要書類を持って豊見城市市民課の窓口まで来庁ください（不備があると交付できません）。
- ⑤市民課の窓口でマイナンバーカードに暗証番号の設定を行います。
- ⑥マイナンバーカードを受け取り手続きは終了です。

●その他

マイナンバーカードを申請中に豊見城市外へ転出した場合は、申請が取消となります。転入先の市区町村で最初から交付申請の手続きをお願いします（市内でお引越しの場合は、取り消されません）。